

化学消防車

(TRUCK, FIRE FIGHTING)

この改正票は、DSP D 6009F(化学消防車)についてのものであり、DSP D 6009Fと併用される。

2.3 ねじ部品類 を次のように改める。

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は同等品を使用する。

表3—省令第24号及び訓令に規定する保安基準以外の構造(続き) 中

名称	規定	
	消防車, 1形	消防車, 2形
灯火類	省令第24号及び、訓令の保安基準による灯火類を備えるものとする。 なお、灯火類に使用する電球については、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。	

を

名称	規定	
	消防車, 1形	消防車, 2形
灯火類	省令第24号及び、訓令の保安基準による灯火類を備える。 なお、灯火類に使用する電球については、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品を使用する。	

に改める。

2.
D 6009F(1)

付表1ー化学消防車の検査項目, 試験方法及び判定基準 中

“ ”

検査項目		試験方法	判定基準
ぎ装性能検査	運行試験	消防法の定めによる、「消防ポンプ自動車の受託試験細則(日本消防検定協会)第1章第3「走行及び急制動試験」によるほか、満水状態で走行し、水槽及び支持機構のき裂、破損などが発生していないか調べる。また、各装置・計器類などの機能、作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。	異常がないこと。

を

“ ”

検査項目		試験方法	判定基準
ぎ装性能検査	運行試験	消防法の定めによる、「消防ポンプ自動車の品質評価細則(日本消防検定協会)第1章第3「走行・急制動試験」によるほか、満水状態で走行し、水槽及び支持機構のき裂、破損などが発生していないか調べる。また、各装置・計器類などの機能、作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。	異常がないこと。

に改める。

防衛省仕様書

D S P

D 6009F

化学消防車

制定 昭和 51. 3. 2

改正 平成 31. 1. 9

(TRUCK, FIRE FIGHTING)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、主として駐屯地、基地内及びこれらの周辺地域の燃料油脂火災などの消火作業に使用する化学消防車（以下、消防車という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、J I S D 0 1 0 2による。

1.3 種類

種類は、表 1 による。

表 1 - 種類

種類	駆動方式	物品番号	注記
1形	4×2	4210-282-0832-5	放水銃×2
	4×4	4210-283-2916-5	
2形	4×4	4210-422-4012-5	放水銃×1

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称、種類及び駆動方式による。

例 化学消防車, 1形, 4×2

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- J I S A 8 9 0 2 ショベル及びスコップ
J I S B 4 6 4 3 ボルトクリップ
J I S D 0 1 0 2 自動車用語—自動車の寸法、質量、荷重及び性能
J I S G 4 3 0 5 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
J I S L 2 7 0 3 ビニロンロープ
N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

b) 仕様書

D S P D 6 0 0 7 化学消防車用シャシ

c) 法令等

- 消防法(昭和23年法律第186号)
消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)
消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成4年自治省令第2号)
消防用ホースまたは消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成4年自治省令第3号)
動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)

消防用吸管の技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第25号)

消防用ホースの技術上の規格を定める省令(昭和43年自治省令第27号)

自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達する消防用吸管のねじ式結合金具及び消防ホースは、消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(以下、省令第3号という。)、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(以下、省令第2号という。)及び消防用ホースの技術上の規格を定める省令(以下、省令第27号という。)の規格にそれぞれ適合し、消防法(以下、法律という。)による個別検定に合格し、かつ、消防法施行規則(以下、省令第6号という。)の合格の表示を付したものでなければならない。また、消防用吸管及び動力消防ポンプは、消防用吸管の技術上の規格を定める省令(以下、省令第25号という。)及び動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(以下、省令第24号という。)の規格にそれぞれ適合し、かつ、法律で定める自主表示対象機械器具等の表示等による適合の表示を付したものでなければならない。

2.2 構成

構成は、表2による。

表2－構成

消防車, 1形	消防車, 2形
化学消防車用シャシ	化学消防車用シャシ
ポンプ	ポンプ
真空ポンプ	真空ポンプ
ポンプ室	ポンプ室
放水口及び吸水口	放水口及び吸水口
冷却装置	冷却装置
水槽	水槽
泡消火薬剤積載装置	—
薬液槽	薬液槽
泡消火薬混合装置	泡消火薬混合装置
放水銃	放水銃
速消ホース箱	速消ホース箱
—	ブースター・ホースリール
計器類	計器類
灯火類	灯火類
緊急自動車用装置	緊急自動車用装置
その他	その他

2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、省令第24号及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令(以下、訓令という。)によるほか、表3による。

表3－省令第24号及び訓令に規定する保安基準以外の構造

名称		規定	
		消防車, 1形	消防車, 2形
化学消防車用シャシ		化学消防車用シャシ, 1形 (DSP D 6007)	化学消防車用シャシ, 2形 (DSP D 6007)
ポンプ		ポンプは、消防検定によるA-2級の高压3段タービンポンプとする。	
真空ポンプ		製造会社標準仕様の真空ポンプを装備するものとする。	
ポンプ室		DSP D 6007の化学消防車用シャシ(以下、シャシという。)の運転室後部に設け、密閉型とする。上部はしま鋼板張りとし、周囲には手すりを設けるものとする。	
放水口及び 吸水口	放水口	呼称65の差込式とし、左右2個設けるものとする。 なお、左右各1個は、自在接手付きとする。	
	吸水口	呼称75のねじ式とし、左右1個設けるものとする。	
冷却装置		製造会社標準仕様の冷却装置を装備するものとする。	
水槽	本体	容易に腐食しない材質又は、容易に腐食しない処理を施されたものとし、フレーム上に確実に固定され、振動などに対し十分な強度を保有すること。	
	容量	2 500 L以上とする。	2 000 L以上とする。
	天板	しま鋼板製とする。	
	上部	適当な場所に、マンホールを設けるものとする。	
	内部	防波板を取り付けるものとする。	
	下部	清掃用ドレンバルブを設けるものとする。	
	両側	合成樹脂製水量計(保護パイプ付き。)を設け、計器灯を取り付けるものとする。	
	前面	呼称65の送水口を、下部には、呼称75のポンプへ吸水口を設け、ポンプへの吸水配管及び送水管は、それぞれコックによって開閉できるものとする。	
	後面	呼称65の差込キャップ付き注水口を設けるものとする。	
泡消火薬剤積載装置		取り扱いに便利な位置に泡消火薬剤用缶(20 L)5個を積載できるものとする。	—
薬液槽	容量	300 L以上とする。	150 L以上とする。
	本体	圧力29.4 kPaに対し、漏れ、著しい変形などの支障がないものとし、内部の清掃が便利であるものとする。	
	材料	JIS G 4305のSUS316とし、厚さは、3 mm以上とする。また、薬液槽からの配管は、ステンレス製とする。	
泡消火薬液 混合装置	泡消火薬液 注入口	ストレーナ付きとし、泡消火薬液用缶(20 L)から容易に注入できるものとし、通気管、泡消火薬液の取り出し口、液量計(ステンレス製の保護パイプ及び計器灯付き。)及び下部に廃液口をそれぞれ設けるものとする。	

表3－省令第24号及び訓令に規定する保安基準以外の構造（続き）

名称		規定	
		消防車, 1形	消防車, 2形
泡消火薬液混合装置	方式	製造会社標準仕様とする。	
	使用範囲	泡消火薬剤の種類に応じ、泡消火薬液3 %形及び6 %形の使用が可能なものとする。	
	混合流量範囲	500～1 200 L/minとする。	
	発泡倍率	水温10 °C未満のとき4倍以上、水温20 °C未満のとき5倍以上、水温20 °C以上のとき6倍以上とする。	
	泡消火薬液調整バルブ	容易に操作できる位置に取り付けるものとする。	
放水銃	本体	水用及び泡用管そうを交換することにより、水(柱状)又は泡放射が可能なものとする。	
	呼称	呼称65とする。	
	位置	ポンプ室上部とする。	
	数量	2基とする。	1基とする。
	射界	水平旋回角は360° とする。ふ角は15° 以上、仰角45° 以上とする。ただし、ふ角についてはキャブ及び水槽上部に放水銃が接触する箇所、又は、範囲を除くものとする。 なお、細部は承認用図面による。	
速消ホース箱		シャシの運転室ステップ後部の両側に設置し、上開きとびら(下丁番)及びホース取出口を備えるものとし、左側3本、右側2本のホースと手持管そう1本(ノズルチップ付き。)をそれぞれ収納できるものとする。	
ブースター・ホースリール	ホース	—	呼称25A30 m、高圧ゴムホースとする。
	ハンドラインノズル		水の場合は、直射・噴霧切替え付き、放射・止水可能なものとする。泡の場合は、放射・止水可能なものとする。
計器類		調達要領指定書によって指定する場合を除き、省令第24号による製造会社標準仕様とする。	
灯火類		省令第24号及び、訓令の保安基準による灯火類を備えるものとする。 なお、灯火類に使用する電球については、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。	
緊急自動車用装置		<p>1 構成 緊急自動車用装置は、電子サイレンアンブ、マイクロホン、スピーカ及び警光灯で構成されたもので、電子サイレンアンブによって各操作が行える構造のものとする。</p> <p>2 警光灯 警光灯は、散光式警光灯、又は、赤色回転灯×2とする。</p> <p>3 設置位置 電子サイレンアンブ及びマイクロホンは、操縦室内前部の中央付近に取り付けるものとし、警光灯及びスピーカは、室外天井部に取り付けるものとする。</p>	
その他		水槽の左右両側に取り付けられた外板の上部及び後側面の上部にステンレス製の手すりを取り付けるものとする。	
		水槽の両側面及び後側面に、昇降用足掛けを取り付けるものとする。	

表3－省令第24号及び訓令に規定する保安基準以外の構造（続き）

名称	規定	
	消防車, 1形	消防車, 2形
その他	水槽後部に観音とびら付きホース収納箱を設けるものとする。	水槽後部に観音とびら付きホース及びエンジン駆動チェンソー収納箱を設けるものとする。
	後部ステップは、ステンレス製の握り棒及びびし鋼板製の踏み台（奥行き29 cm以上）を有するものとする。	
	速消ホース箱付近にノズル立てを、後部ステップに管そう用ブラケットをそれぞれ設けるものとする。	
	水槽右側板上部に、二連はしご用の取付金具を取り付けるものとする。	
	水槽上面に、消防用ホース7本の保持具を取り付けるものとする。	
	シャシの車体などに取り付ける附属品などは、質量的均衡及び操作の容易性を考慮して配置し、走行中落下することなく、かつ、取り外しが容易であるものとする。	

2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は、1形は付図1を、2形は付図2を標準とする。

2.4.3 質量

車両総質量は、表4による。

表4－質量

種類	単位 kg	
	規定	
消防車, 1形	13 000以下	
消防車, 2形	10 000以下	

2.5 外観・性能

2.5.1 外観

外観は次による。

- 有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥があってはならない。
- 各部の塗装及びメッキにむらがあってはならない。

2.5.2 性能

性能は、訓令及び省令第24号による。

2.6 塗装

外面の塗装は、契約の相手方の仕様による赤色とする。

なお、製造に先立ち、承認用色見本を提出するものとする。

2.7 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- 1種銘板¹⁾を、操縦室内の見えやすい位置に取り付けるものとする。
- 3種銘板¹⁾を取扱上注意を要する箇所に取り付けるものとする。

注¹⁾ N D S Z 8 0 1 1

2.8 標識

標識は、訓令に基づく調達要求元の標識を表示するものとする。

3 品質保証

検査は、付表 1 による。

3.1 監督・検査

監督及び検査は、付表 1 によるほか、契約担当官等が作成する監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 官給品

化学消防車用シャシ(DSP D 6007)

5.2 携行工具・附属品・予備部品

携行工具、附属品及び予備部品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 5～表 7 による。

表 5－携行工具

名称	数量	注記	
		消防車, 1形	消防車, 2形
ポンプ標準工具	1式	商慣習による。ただし、契約担当官等の承認を受けるものとする。	

表 6－附属品

名称	数量	注記	
		消防車, 1形	消防車, 2形
消防用吸管	2	消防用吸管は、省令第25号の呼称75、長さ10 mとする。結合金具は、省令第3号の呼称75とする。 なお、省令第3号に規定する結合金具の材質のいずれかを指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。	
消防用ホース	10	使用圧1.6 MPa、呼称65、長さ20 m(消防用ホースに関する消防法及び自治省令の規格適合品とする。)	
接続金具	1	両端をともに受け口とし、形状等については、一端を省令第3号の呼称75と同等品とし、他端を省令第2号の呼称65と同等品とする。また、材質については、省令第2号又は省令第3号に規定する材質とし、両端の同種の金属とする。 なお、省令第2号又は省令第3号に規定する材質のいずれかを指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。	
手持管そう	3	消防用ノズル手持ち管そう、呼称65(消防用ノズルに関する、消防法及び自治省令の規格適合品とする。)	
ノズルチップ	1式	20, 23, 26, 29 mm各1個	

表6－附属品（続き）

名称	数量	注記	
		消防車, 1形	消防車, 2形
噴霧ノズルチップ	1	直射兼用式	
泡用管そう	1	呼称65, 差込み式, めす	
放水銃用管そう(水用)	2	消防用放水銃用管そう(水用), 呼称 65(消防用ノズルに関する, 消防法及び自治省令の規格適合品とする。)	—
放水銃用管そう(泡用)	2	消防用放水銃用管そう(泡用), 呼称 65, 接続方式ねじ式, 吐出量1 200 L /分(消防用ノズルに関する, 消防法及び自治省令の規格適合品とする。)	—
放水銃用管そう(水用)	1	—	消防用放水銃用管そう(水用), 呼称 65(消防用ノズルに関する, 消防法及び自治省令の規格適合品とする。)
放水銃用管そう(泡用)	1	—	消防用放水銃用管そう(泡用), 呼称 65, 接続方式ねじ式, 吐出量1 200 L /分(消防用ノズルに関する, 消防法及び自治省令の規格適合品とする)
ストレーナ	2	呼称75, 吸水管用プラスチック製	
とうかご	2	呼称75, 吸水管	
洋形おの	1	ヘッド重量約1.8 kg柄の長さ約900 mm	
バチツルハシ	1	ヘッド重量約2.5 kg柄の長さ約900 mm	
金てこ	1	25 mm×850 mm	
とび口	1	柄の長さ約1 800 mm, 赤色とする。	
ボルトクリップ	1	絶縁柄付き, J I S B 4 6 4 3 のボルトクリップ, 呼び寸法600 mm又は同等品	
ショベル	1	J I S A 8 9 0 2 のショベル, 丸形2番	
ビニロンロープ	1	J I S L 2 7 0 3 の純ビニロンロープ, 三つ打ち12 mm×15 m	
二連はしご	1	軽金属製, 長さ6 m以上のもの。	
吸水管まくら木	2	バンド付	
大箱ねじ回し	1	消火栓用	
消火栓かぎ	1	消火栓用	
携帯用電灯	2	非集光形, 乾電池式	
作業灯	1	100 V用, コード5 m付	
投入ヒータ	1	水槽用, AC100 V, 2 kW, キャブタイヤケーブル10 m, コンセント用プラグ付	
チェンソー	1	—	エンジン駆動式チェンソー, 刃長約400 mm

表7－予備部品

名称	数量	注記	
		消防車, 1形	消防車, 2形
グランドパッキン	1式	—	
管そう用パッキン	1式	—	
吸管用パッキン	1式	—	
予備部品箱	1	品目明細表を取り付ける。	

5.3 承認用図面

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお、提出部数は、3部とする。

5.4 申請書類

契約の相手方は、訓令に基づく適用除外の申請のため、次の書類各4部を契約後速やかに契約担当官等を經由の上、調達要求元に提出するものとする。ただし、契約担当官等が認めた場合は、一部又は全部を省略することができる。

- a) 主要諸元表
- b) 外観三面図又は外観四面図
- c) 原動機性能曲線図
- d) 走行性能曲線図
- e) 主要部強度計算書

5.5 納入書類

5.5.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、化学消防車1両ごとに、次による。

- a) 取扱説明書 1部
- b) 部品表 1部

5.5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表8による。

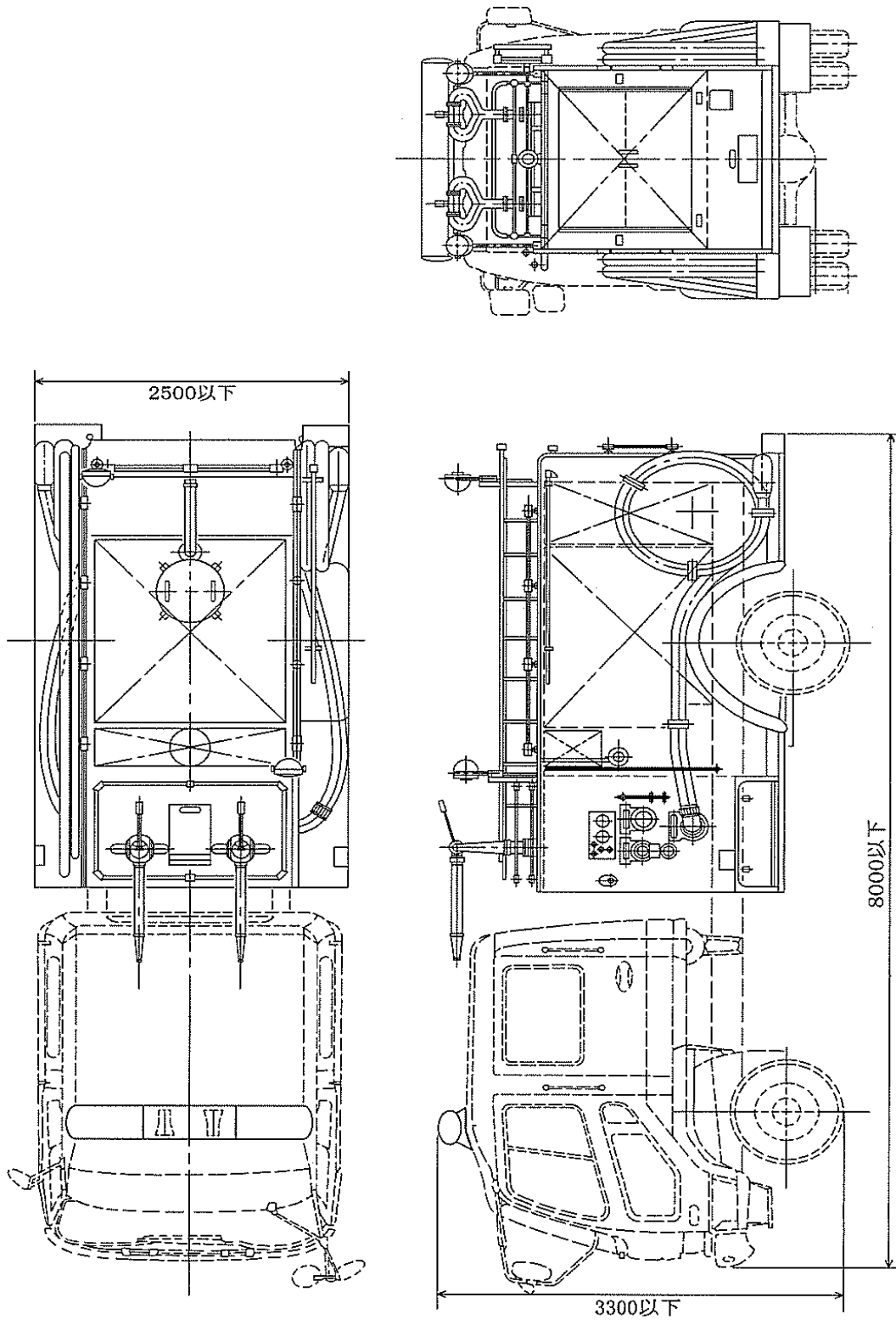
表8－提出書類

名称	時期	数量	提出先	注記
取扱説明書	納入時	1部	調達要求元	整備基準を含む。
部品表		1部		—
完成品写真		1部		キャビネ版四面(前後左右)

付表 1 - 化学消防車の検査項目, 試験方法及び判定基準

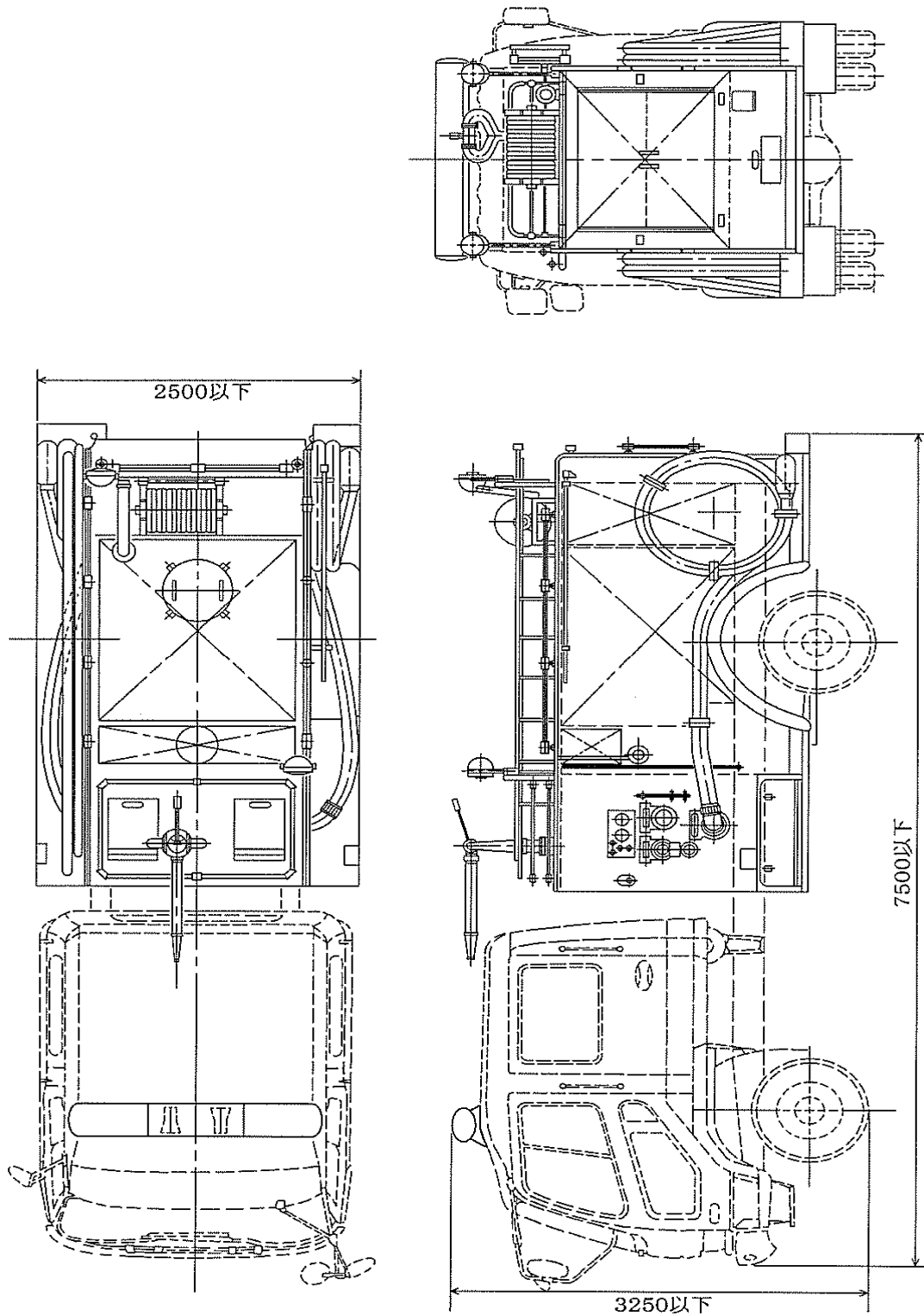
検査項目		試験方法	判定基準	
構造・形状・寸法・質量		—	2.4による。	
ぎ 装 性 能 能 検 査	運行試験	消防法の定めによる、「消防ポンプ自動車の受託試験細則(日本消防検定協会)第1章第3「走行及び急制動試験」によるほか、満水状態で走行し、水槽及び支持機構のき裂、破損などが発生していないか調べる。また、各装置・計器類などの機能、作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。	異常がないこと。	
	ポン プ 性 能 試 験 a)	放水量	省令第24号級別A-2級の放水圧において、規格放水量及び高压放水量を調べる。ただし、吸水管の長さ5 m、吸水の高さ3 mとする。	2.4.1による。
		混合比	所定の放水圧力において発泡を行い、それぞれの混合比(%)を求める。時間は60秒とする。 $Mr = \frac{S}{Gs} \times 100$ ここに、Mr : 混合比(%) S : 消火薬液吸入量(L) Gs : 総放水量(L)	
		発泡倍率	同一容積当たりの発泡倍率を求める。発泡回数2回、時間はそれぞれ60秒とする。 $BI = \frac{Wm}{Bm}$ ここに、BI : 発泡倍率 Wm : 水質量(g) Bm : 泡質量(g)	
		真空度	吸水口を同径で長さが5 mの吸管を使用し、かつ、その外端を閉そく状態にして真空度を測定する。また、規定真空度に達する時間及び油量を測定する。	
		締切圧	吐出口を全閉し、最高回転数でポンプを駆動させ、締切圧力を調べる。	
		落水	ポンプを放水の状態において機関を停止し、約10分間放置後、機関を始動し、ポンプの落水の有無を調べる。	
		継続運転	放水銃から継続10分間以上放水し、ポンプの漏れ、異音、過熱などを調べる。	
外観		目視による。	2.5.1による。	
塗装			2.5.1及び2.6による。	
製品の表示			2.7による。	
注 a) 日本消防検定協会の受託試験を受験したものにあつては、該当する検査項目は、試験データで代用することができるものとする。				

単位 mm



図番	付図1	名称	化学消防車, 1形	尺度	—
防 衛 省					

単位 mm



図番	付図2	名称	化学消防車, 2形	尺度	—
防 衛 省					